

第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備えるための制度であり、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養である賦課方式を基本とした仕組みで運営されている。賃金や物価の変化を年金額に反映させながら、生涯にわたって年金が支給される制度として設計されており、必要なときに給付を受けることができる保険として機能している。

直近の公的年金制度の適用状況に関しては、被保険者数は全体で6,756万人（2020（令和2）年度末）であり、全人口の約半数にあたる。国民年金の被保険者の種別ごとに見てみると、いわゆるサラリーマンや公務員等である第2号被保険者等^{*1}が4,513万人（2020年度末）と全体の約67%を占めており、自営業者や学生、厚生年金が適用されていない被用者等である第1号被保険者が1,449万人、いわゆる専業主婦（夫）等である第3号被保険者は793万人（2020年度末）となっている。被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は対前年比25万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年比4万人、27万人減で、近年減少傾向にある。これらの要因として、後述する被用者保険の適用拡大や厚生年金の加入促進策の実施、高齢者等の就労促進などが考えられる。

また、公的年金制度の給付の状況としては、全人口の約3割にあたる4,051万人（2020年度末）が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の約6割を公的年金等が占めるとともに、約5割の世帯が公的年金等による収入だけで生活しており、年金給付が国民の老後生活の基本を支えるものとしての役割を担っていることがわかる。

公的年金制度については、2004（平成16）年の年金制度改革により、中長期的に持続可能な運営を図るための財政フレームワークが導入された。具体的には、基礎年金国庫負担割合の引上げと積立金の活用により保険料の段階的な引上げ幅を極力抑えた上で、保険料の上限を固定し、その保険料収入の範囲内で年金給付をまかなうことができるよう、給付水準について、前年度よりも年金の名目額を下げずに賃金・物価上昇の範囲内で自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入された。

保険料の段階的な引上げについては、国民年金の保険料は2017（平成29）年4月に、厚生年金（第1号厚生年金被保険者）の保険料率は2017年9月に、それぞれ完了した。これにより、消費税率の引上げ（5%→8%）による財源を充当した基礎年金国庫負担率の2分の1への引上げとあわせ、収入面では、公的年金制度の財政フレームは完成をみた。一方、給付面では、マクロ経済スライドについて、前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持しつつ、未調整分を翌年度以降に繰り越して調整するように、調整ルールの見直しが行われている。

2022（令和4）年度の保険料水準は、厚生年金保険料率が18.3%、国民年金保険料が16,590円となっている。一方、同年度の給付水準は、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎

*1 国民年金第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む）。

年金を含む標準的な年金額^{*2}) が月額219,593円、国民年金（1人分の老齢基礎年金（満額））が月額64,816円となっている。

第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営

1 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

(1) 2019年公的年金財政検証と今後の見通し

年金制度では、少なくとも5年に一度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の見通しやスライド調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証する「財政検証」を行っている。2004（平成16）年改正以前は、給付に必要な保険料を再計算していたが（「財政再計算」と呼ぶ）、2004年改正により、保険料の上限を固定し、給付水準の自動調整を図る仕組みの下で年金財政の健全性を検証する現在の財政検証へ転換した。

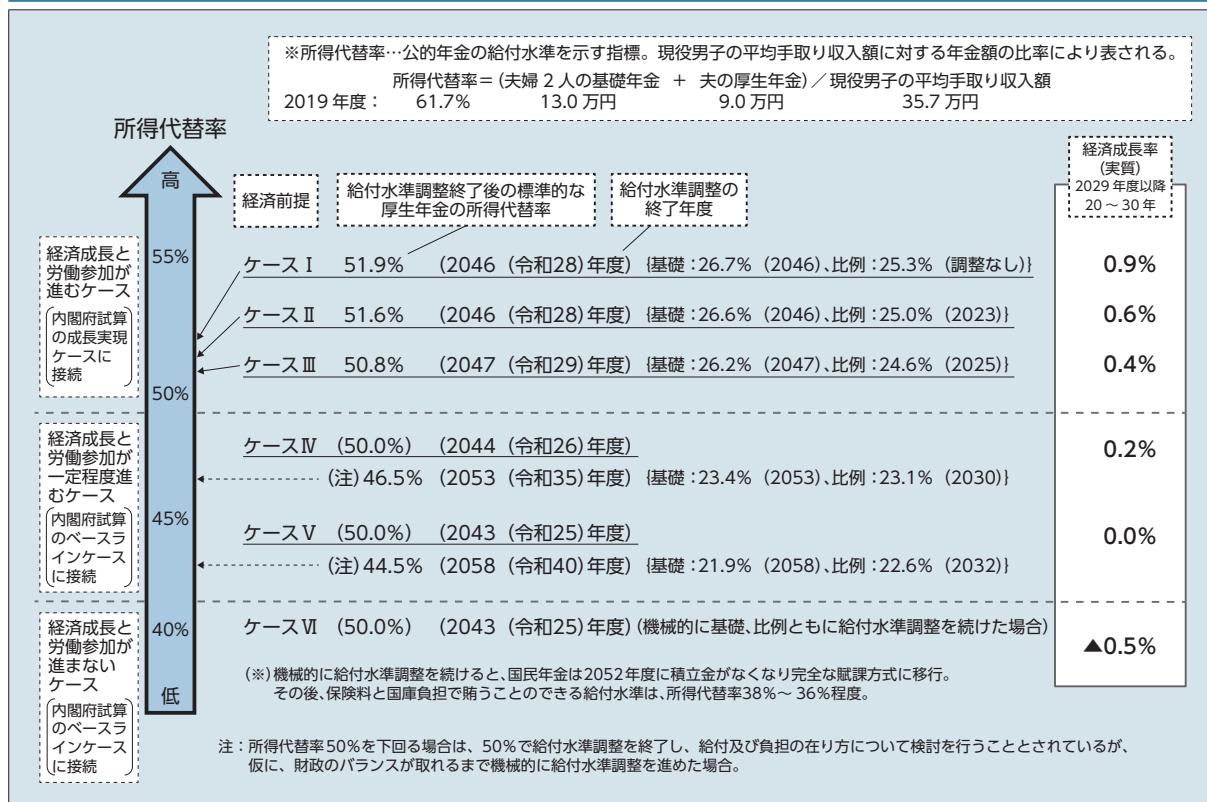
2019（令和元）年財政検証では、幅の広い6ケースの経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということを幅広く示すことで、年金制度にとって何が重要なファクターなのか、また、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなど、様々な議論のベースを提供できる検証作業となるよう留意した。こうした財政検証の結果、経済成長と労働参加が進むケースでは、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準が確保できることが確認された（図表5-1-1）。

また、今回の財政検証とあわせて一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施した^{*3}。その結果、被用者保険の更なる適用拡大、就労期間・加入期間の延長、受給開始時期の選択肢の拡大といった制度改革を行うことが年金の給付水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。

^{*2} 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準である。

^{*3} オプションの内容は以下の通り。
 ①被用者保険の更なる適用拡大
 ②保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択
 ③組み合わせ試算
 (参考試算) 年金額改定ルールの効果

図表5-1-1

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（2019（令和元）年財政検証）
—幅広い複数ケースの経済前提における見通し（人口の前提：出生中位、死亡中位）—

(2) 公的年金制度の最近の動向について

① 2020年改正法と今後の課題

2019（令和元）年財政検証の結果を踏まえ、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、高齢期の就労と年金受給の在り方等について社会保障審議会年金部会等において議論を行い、議論の整理を取りまとめた。これらを踏まえ、被用者保険の適用拡大、受給開始時期の選択肢の拡大、在職老齢年金制度の見直し等を盛り込んだ「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下「2020年改正法」という。）が第201回通常国会において成立した（2020（令和2）年5月29日に成立・同年6月5日に公布）。

① 被用者保険の適用拡大

2016（平成28）年10月から、従業員数が501人以上の企業において、週に20時間以上働く等の一定の要件を満たす短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大が実施された。また、これに加え、適用拡大をより一層進める観点から、2017（平成29）年4月から、従業員数が500人以下の中小企業で働く短時間労働者についても、労使間での合意を前提に、企業単位で適用を可能とした。これらの改正により、2021（令和3）年9月現在、501人以上の企業において約55万人が、500人以下の企業で約1万人が、新たに被用者保険の加入者となっている（図表5-1-2）。

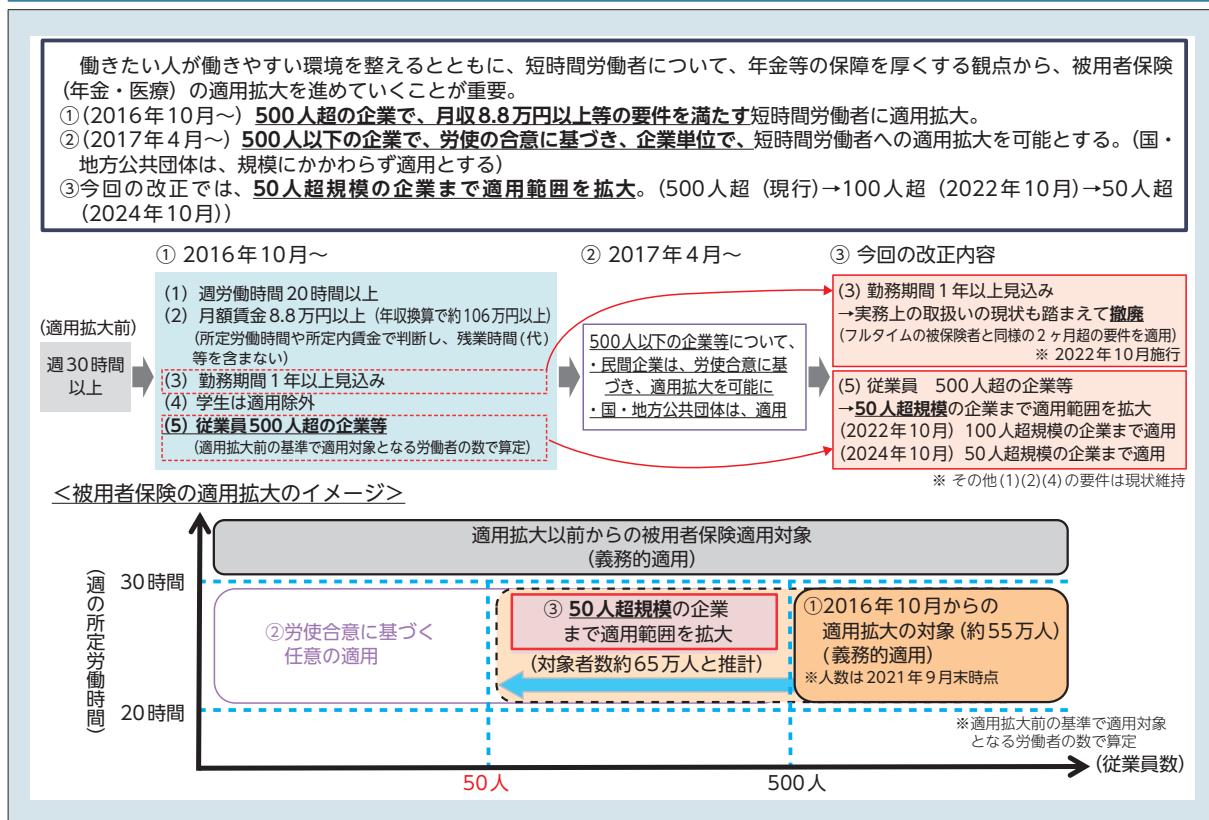
2020年改正法においては、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、2022（令和4）年10月に100人超規模、2024（令和6）年10月に50人超規模の企業まで適用

範囲を拡大することを盛り込んだ。また、5人以上の個人事業所の適用業種に弁護士・税理士等の士業を追加することも盛り込んだ。

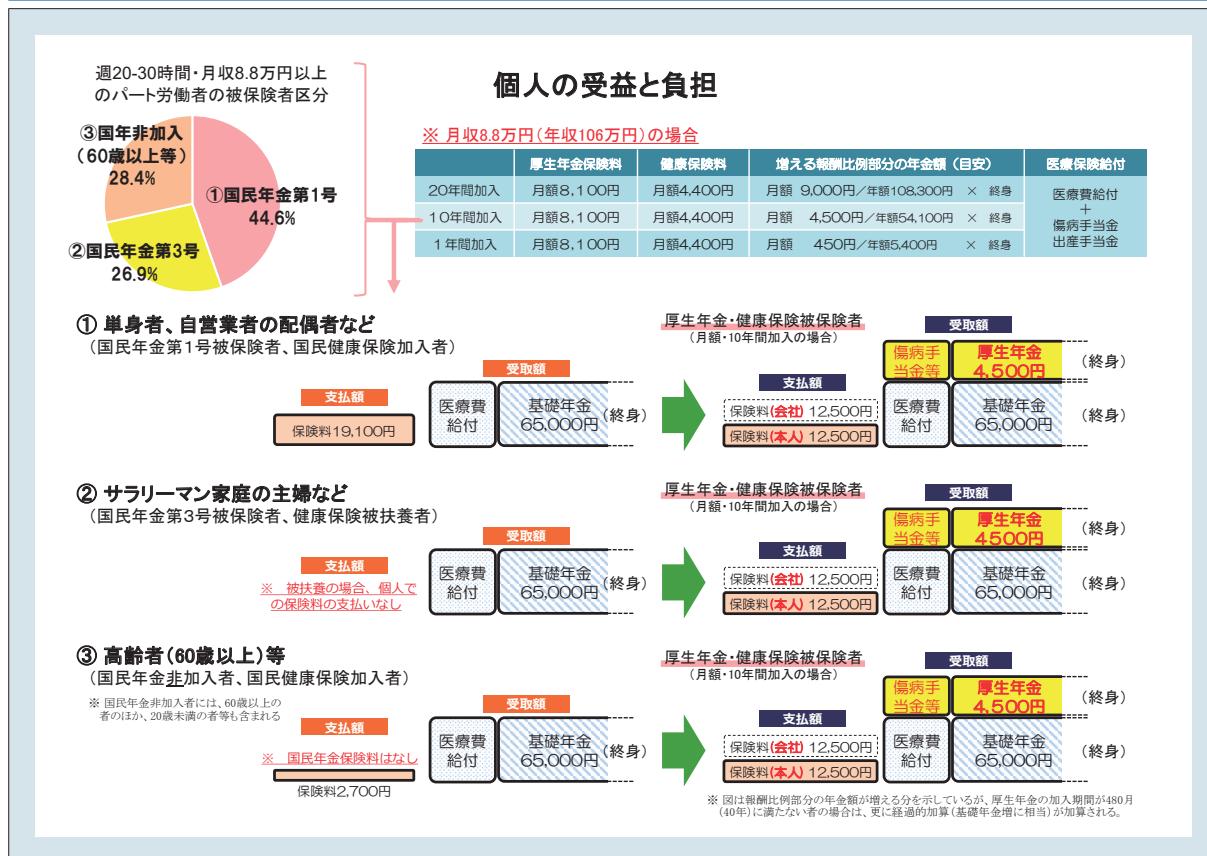
適用拡大により、国民年金第1号被保険者である短時間労働者が被用者保険加入となれば、国民年金保険料・国民健康保険料に代わり、厚生年金保険料・健康保険料を支払うこととなるが、この際、保険料の半分は事業主負担となる。国民年金保険料のような未納も生じない。また、将来、報酬比例部分の年金を受給できるようになるなど給付も充実する。また、国民年金第3号被保険者である短時間労働者（サラリーマン家庭の主婦（夫）など）が被用者保険加入となった場合には、保険料負担は新たに生じるもの、給付の充実に加えて、年収130万円の被扶養者認定基準を意識せず働くことができるようになるメリットもある（図表5-1-3）。

なお、被用者保険の適用範囲については、改正法の検討規定において、次期財政検証の結果を踏まえて更に検討を行うこととされている。

図表5-1-2 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要



図表5-1-3 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の効果



②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

2020年改正法においては、在職定時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し、年金の受給開始時期の選択肢の拡大等、を盛り込んだ。

在職中の年金受給の在り方の見直しの一環として、従前は、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定していたが、就労を継続したことの効果を早期に年金額に反映して実感していただけるよう、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定する在職定時改定制度を導入した（2022年4月施行）（図表5-1-4）。

また、60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）の支給停止の基準額を、28万円から65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）と同じ47万円に引き上げた（2022年4月施行）（図表5-1-5）。

受給開始時期の選択肢の拡大については、60歳から70歳の間となっていたものを、60歳から75歳の間に拡大した（2022年4月施行）（図表5-1-6）。

図表5-1-4 在職定時改定の導入

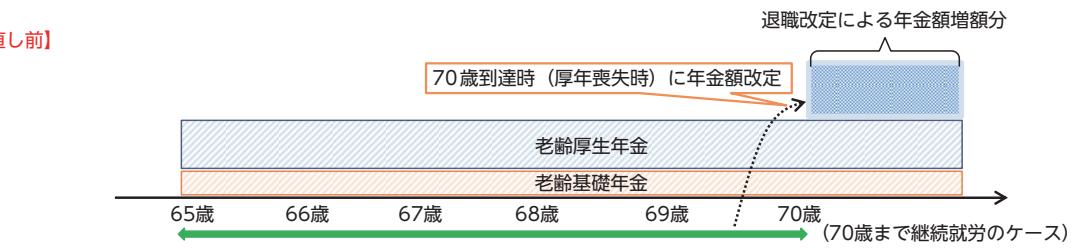
【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している（いわゆる退職改定）。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給者の経済基盤の充実を図る。

【見直し内容】（令和4（2022）年4月施行）

- 65歳以上の者については、在職中であっても、1年間の保険料納付実績を年金額に反映させる改定を定期に行う。
 （毎年1回、10月分から）

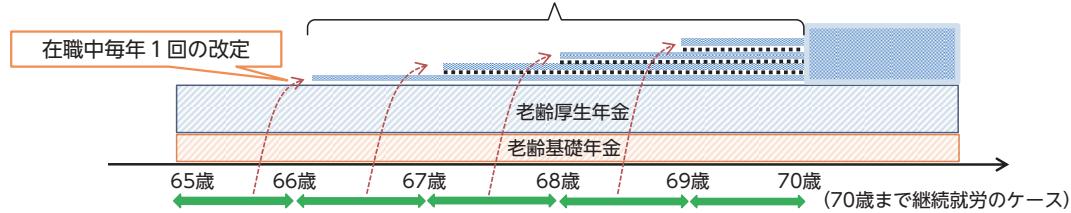
【見直し前】



【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
 $\Rightarrow +13,000\text{円程度}/\text{年} (+1,100\text{円程度}/\text{月})$

在職定時改定による年金額増額分



図表5-1-5 在職老齢年金制度の見直し

【在職老齢年金制度】

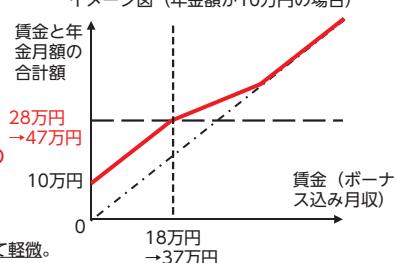
賃金 + 老齢厚生年金の合計額が基準額を上回る場合は、賃金の増加に対し、老齢厚生年金の支給を1停止する。

イメージ図（年金額が10万円の場合）

【見直し内容】（令和4（2022）年4月施行）

60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）について、

- ・就労に与える影響が一定程度確認されている
 - ・2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
 - ・制度を分かりやすくする
- といった観点から、支給停止の基準額を28万円から、現行の65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）と同じ「47万円」に引き上げる。



※60歳代前半に支給される特別支給の老齢厚生年金は、男性は2025年度まで、

女性は2030年度までの経過的な制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。

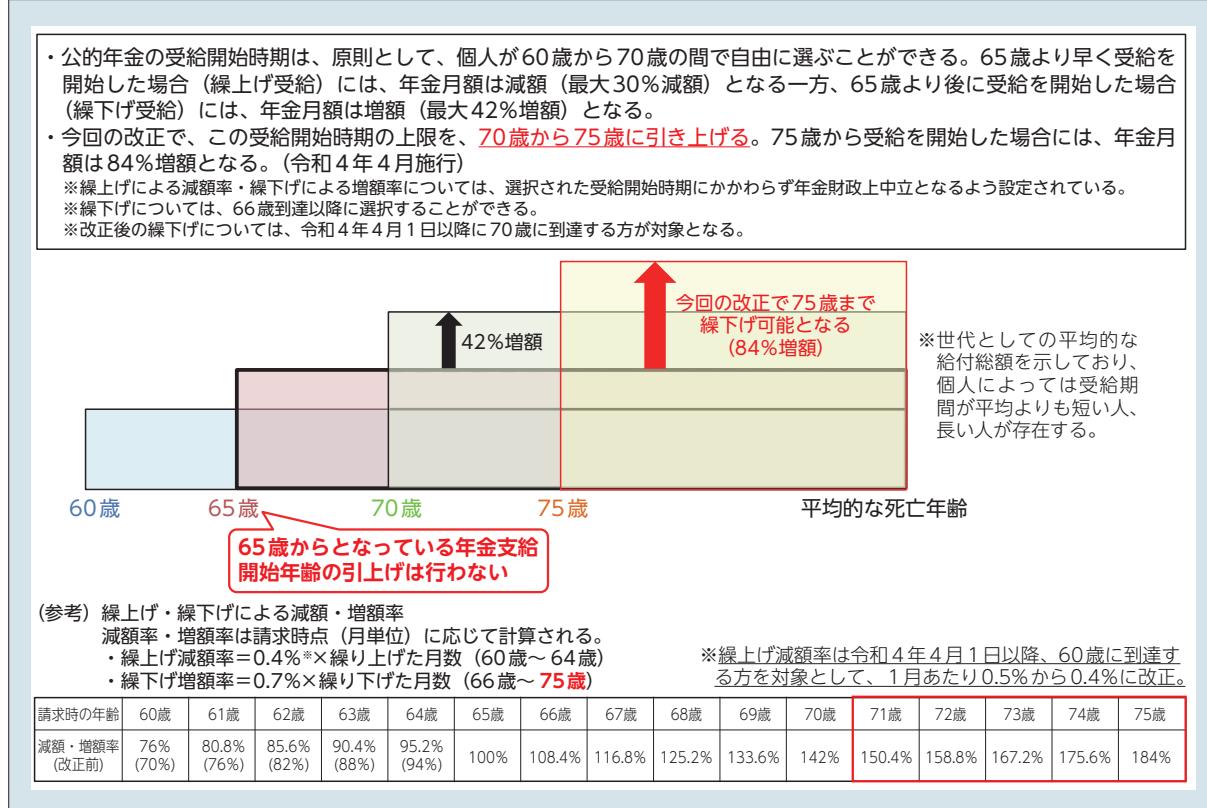
【60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）】（2022年度末推計）

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
見直し前	基準額は28万円 ・夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	(2022年度末推計) 約37万人 (在職受給権者の51%)	(2022年度末推計) 約16万人 (約22%)	(2022年度末推計) 約2,600億円
見直し後	基準額を47万円に引上げ ・現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。（高在老と同じ）	(2022年度末推計) 約11万人 (在職受給権者の15%)	(2022年度末推計) 約5万人 (約7%)	(2022年度末推計) 約1,000億円

【65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）】（2018年度末）

	考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
現行	基準額は47万円 ・現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含まない）に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。（法律上は2004年度価格で「48万円」。）	約41万人 (在職受給権者の17%)	約20万人 (約8%)	約4,100億円

図表5-1-6 受給開始時期（繰上げ・繰下げ受給制度）の選択肢の拡大について



③今後の課題

2020年改正法の検討規定や附帯決議には、今後の課題として、被用者保険の更なる適用拡大や、公的年金の所得再分配機能の強化等が盛り込まれた。

被用者保険の適用範囲については、本来、被用者である者には被用者保険を適用することが原則であり、被用者にふさわしい保障を短時間労働者の方々にも適用し、働き方や雇用の選択を歪めない制度を構築するため、まずは2024年10月に50人超の規模まで、という2020年改正法で定めた適用拡大を着実に進めることが必要である。このため、中小企業の生産性向上に向けた支援、被用者保険の適用拡大に向けた周知や企業への専門家派遣等の支援等の施策を通じて円滑な施行に向けた環境整備に努めた上で、更なる適用範囲について検討を進めていく。

また、2019年の財政検証結果では、経済成長と労働参加の進むケースでは引き続き、所得代替率50%以上を確保できることが確認された一方で、厚生年金の2階部分と比較して、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間が長期化し、基礎年金部分の比率が減少していくことが示されている。基礎年金は、所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を有する給付であり、この機能を将来にわたって維持することは重要である。このため、所得再分配機能の維持に向けてどのような方策が可能か、次期制度改正に向けて検討を進めていく。

2 2022年度の年金額改定

年金額の改定は、賃金変動率^{*4}がマイナスで、賃金変動率が物価変動率^{*5}を下回る場合においては、賃金変動率を用いることとされている。2022年度の年金額改定は、賃金変動率（▲0.4%）が物価変動率（▲0.2%）を下回ったことから、このルールに基づいて、賃金変動率（▲0.4%）を用いて0.4%のマイナス改定となった。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、マクロ経済スライドによる調整（令和4年度分の▲0.2%）は行われず、昨年度分（▲0.1%）とあわせた未調整分（▲0.3%）が翌年度以降に繰り越された。

マクロ経済スライドは、少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないように、保険料の上限を固定し、その限られた財源の範囲内で年金の給付水準を徐々に調整する仕組みとして導入されたものであり、賃金・物価がプラスの場合に限り、その伸びを抑制する形で年金額に反映させるものである。このマクロ経済スライドによる調整ができるだけ早期に実施するため、2018年度より、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて年金額を調整する仕組み（キャリーオーバー制度）が導入されている。

（3）年金生活者支援給付金について

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、月額5千円を基準とし、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」が、2019（令和元）年10月より施行された。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げた財源を基に支給されている（2022（令和4）年度の支給基準額は、月額5,020円）（図表5-1-7）。

年金生活者支援給付金の支給を受けるには、本人による認定の請求手続が必要であるが、既に年金生活者支援給付金を受給されている方のうち、引き続き支給要件に該当する方については、改めて手續をすることなく、継続して支給するとともに、2021（令和3）年8月末以降、新たに支給対象となる方々には、はがき型の簡易な請求書を送付した。2022年度以降も、年金生活者支援給付金の認定を継続して受けた方及び基礎年金の新規裁定者や所得が減少した方等で新たに認定を受ける方に対して着実に支給する。

* 4 2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率を乗じて得た率。
 * 5 前年の物価変動率。

図表5-1-7 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。
【令和4年度基準額 年60,240円（月5,020円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額^{*1}とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）^{*2}以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

^{*1} 障害年金・遺族年金等の非課税收入は含まれない。

^{*2} 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和4年度は781,200円。

【給付額】（1）と（2）の合計額が支給される。

（1）保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,020\text{円}^{*3} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480\text{月}$$

（2）保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 10,802\text{円}^{*4} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480\text{月}$$

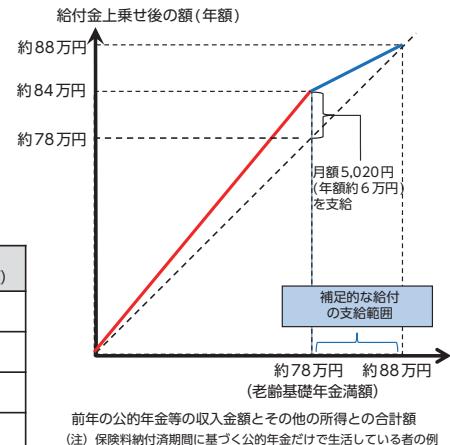
^{*3} 每年度、物価変動に応じて改定。

^{*4} 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,401円）。

例：

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額+給付金額（月額）
480月	0月	5,020円	64,816円	69,836円
240月	0月	2,510円	32,408円	34,918円
360月	120月	6,466円	56,714円	63,180円
240月	240月	7,911円	48,612円	56,523円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
(注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円^{*5}までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
- ^{*5} 令和4年度は881,200円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて遞減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
② 前年の所得^{*6}が、472万1,000円以下^{*7}であること

^{*6} 障害年金・遺族年金等の非課税收入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

^{*7} 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 ……5,020円^{*8}（月額）
障害等級1級の者 ……6,275円^{*8}（月額）

^{*8} 每年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続…本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用…全額国庫負担（令和4年度予算額：5,235億円）
- ・件数（令和3年3月）…老齢給付金468.1万件、補足的老齢給付金96.2万件、障害給付金200.1万件、遺族給付金8.0万件
- ・その他…各給付金は非課税。

(4) 年金積立金の管理・運用

① 年金積立金の管理・運用の概要

年金積立金の運用は、「積立金が、被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行う」ことが法律で定められている。

2019（令和元）年財政検証で設定された複数の経済前提をもとに、各ケースに対応できる長期の実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）1.7%を運用目標とし、厚生労働大臣が定めた年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）の中期目標において、「長期的に年金積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保すること」とされている。これを受け、GPIFにおいて、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき年金積立金の管理・運用を行っている。

GPIFによる年金積立金の管理・運用は、運用受託機関等（信託銀行や投資顧問会社）に委託して行うほか、国内債券等の一部の資産については自家運用により行っている。

② 年金積立金の管理・運用の考え方

GPIFが管理・運用を行う年金積立金は巨額であるため、市場に与える影響に留意しつつ、効率的な運用を行っていくことが必要である。また、おおむね50年程度は取り崩す必要がない資金であるため、一時的な市場の変動に過度にとらわれる必要はなく、様々な資産を長期にわたって保有する「長期運用」により、安定的な収益の獲得を目指している。長期的な運用においては、短期的な市場の動向により資産構成割合を変更するよりも、基本となる資産構成割合（基本ポートフォリオ）を決めて長期間維持していく方が、効率的で良い結果をもたらすとされている。GPIFでは、基本ポートフォリオに基づいて運用を行っており、実際の運用における資産構成割合が基本ポートフォリオから乖離した場合には適時適切に資産の入替え等（リバランス）を行っている。

また、GPIFでは、国内外の様々な資産に分散投資を行っている。株式は、短期的な価格変動リスクは債券よりも大きいものの、長期的に見た場合、債券よりも高い収益が期待できる。株式を適切に組み入れて運用することで、国内外の企業活動やその結果としての経済成長の果実を「配当」及び保有株式の「評価益」という形で取り込むことにより、最低限のリスクで年金財政上必要な利回りを確保することを目指すとともに、国内だけではなく、外国の様々な種類の資産に分けて投資することで、収益獲得の機会を増やし、世界中の経済活動から収益を得ると同時に、資産分散の効果により、大きな損失が発生する可能性を抑える運用を行っている。

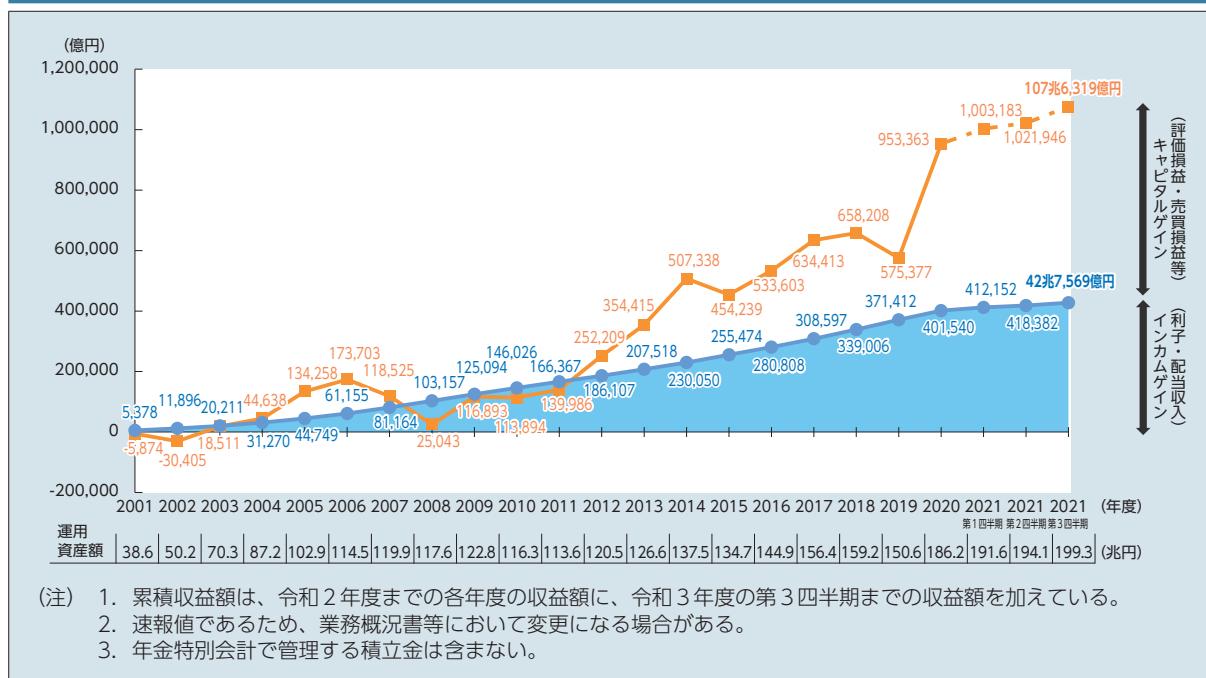
GPIFが重視しているリスクは、「市場の一時的な変動による短期的なリターンの変動（ブレ幅）」ではなく、「年金財政上必要とされている長期的な収益が得られないこと」であり、GPIFは、様々な指標を専門的に分析し、市場の一時的な変動による短期的なリターンの変動にも配慮しながら、長期的な収益が得られないリスクを抑えることを重視した運用を行っている。

③ 年金積立金の運用状況

GPIFは、年度及び四半期の運用状況を定期的に公表している。GPIFの2020（令和2）年度の運用状況は、新型コロナウイルス感染拡大の中、主要国における財政支出、緩和的な金融政策の継続による内外株式市場の大幅な価格上昇の影響から、収益率+25.15%（年率）、収益額+37兆7,986億円（年間）、運用資産額186兆1,624億円（2020年度末時点）となり、自主運用を開始した2001（平成13）年度から2020年度までの累積では、収益率+3.61%（年率）、収益額+95兆3,363億円（うち利子・配当収入のインカムゲインは40兆1,540億円）となっている（図表5-1-8）。また、年金積立金全体の実質的な運用利回りは、2001年度以降の20年間の平均で3.85%となり、運用目標（実質的な運用利回り+1.7%）を上回っている。

なお、GPIFの2021（令和3）年度第1四半期から第3四半期までの運用状況（速報）は、外国株式市場の価格上昇の影響等から、収益率は+6.59%（期間収益率）、収益額は+12兆2,956億円（2021年4～12月）、2021年度第3四半期末時点の運用資産額は199兆2,518億円となっており、自主運用を開始した2001年度から2021年度第3四半期までの累積では、収益率は+3.79%（年率）、収益額は+107兆6,319億円（うち利子・配当収入は42兆7,569億円）となっている。

図表5-1-8 年金積立金の運用実績（2001年度（自主運用開始）以降）



④ GPIFの取組み

GPIFは、経済、金融、資産運用、経営管理等の専門家と理事長からなる経営委員会が、合議によって重要な意思決定を行うとともに、執行部によってその決定に沿った執行が行われているかどうかを監督している。この経営委員会と、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めている。

また、GPIFは、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関を通じた「建設的な

対話」（エンゲージメント）等によるスチュワードシップ責任を果たすための活動や、財務的要素に加えて非財務的要素であるESG^{*6}を考慮した投資に取り組んでいる。

2 企業年金・個人年金制度の最近の動向について

(1) 企業年金・個人年金制度の役割

企業年金・個人年金制度は、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度であり、公的年金に上乗せして加入するものである。多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。

これらを踏まえ、企業年金・個人年金の更なる普及を図るため、今まで以上に利用しやすい確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度の整備に向けた取組みを進めている。

(2) 直近の法令改正と今後の課題

公的年金の見直しの議論と併行して、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論を行い、議論の整理を取りまとめた。これらを踏まえ、2020年改正法においては、公的年金の見直しに併せて、確定拠出年金の加入可能年齢の引上げや受給開始時期の選択肢の拡大（図表5-1-9）、確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金（企業型DC）加入者の個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））加入の要件緩和（図表5-1-10）等を盛り込んだ。

2020年改正法の検討規定や附帯決議には、今後の課題として、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようとする等その充実を図る観点から、個人型DC（iDeCo）及び国民年金基金の加入の要件、個人型DC（iDeCo）に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

2020年改正法の検討規定等や社会保障審議会企業年金・個人年金部会の議論を受け、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令により、確定拠出年金（DC）の拠出限度額について、確定給付企業年金（DB）等の他制度の掛金額の実態を反映し、以下のとおり公平できめ細かな算定方法に見直された（2024（令和6）年12月1日施行）（図表5-1-11）。

- ①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額（現行：月額2.75万円）を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ②DB制度の加入者の個人型DCの拠出限度額（現行：月額1.2万円）を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額（月額2万円を上限）とする。

今後とも、公平でわかりやすい制度の実現に向けて検討を進めていく。

*6 E (Environment)、S (Social)、G (Governance)

図表5-1-9 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

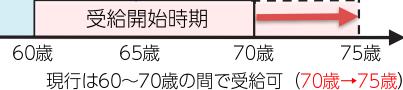
1. 確定拠出年金（DC）の加入可能年齢の引上げ（令和4（2022）年5月施行）
- (1) 企業型確定拠出年金（企業型DC）
- 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができます（60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる）が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金（DB）との整合性を図るため、**厚生年金被保険者（70歳未満）であれば加入者**とができるようとする。
- (2) 個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））
- 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現行は国民年金被保険者（第1・2・3号）の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、**国民年金被保険者（※）であれば加入可能**とする。
(※) 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。
2. 受給開始時期等の選択肢の拡大
- (1) 確定拠出年金（企業型DC・個人型DC（iDeCo））（令和4（2022）年4月施行）
- DCについては、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、**上限年齢を75歳に引き上げる**。
- (2) 確定給付企業年金（DB）（公布日施行）
- DBについては、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できるが、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、**支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する**。

【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>

現行は65歳未満が拠出可（65歳→70歳）

加入可能

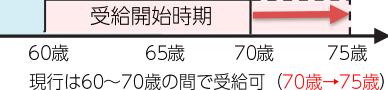


現行は60~70歳の間で受給可（70歳→75歳）

<個人型DC（iDeCo）>

現行は60歳未満が拠出可（60歳→65歳）

加入可能



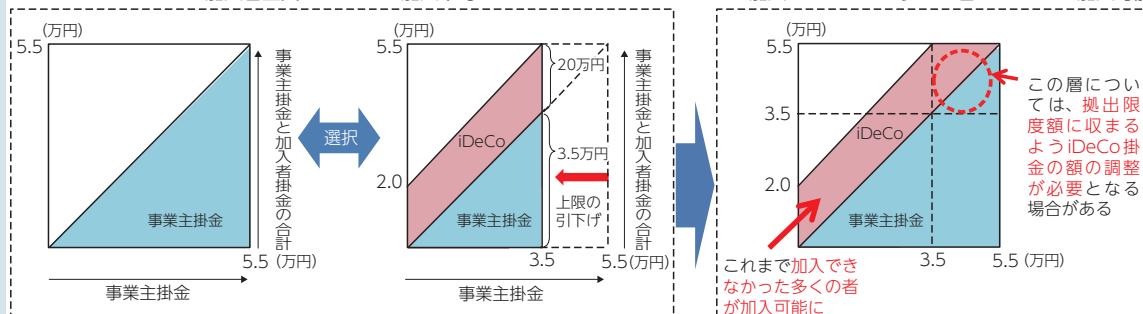
現行は60~70歳の間で受給可（70歳→75歳）

図表5-1-10 確定拠出年金の制度面・手続面の改善

1. 中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大（2020（令和2）年10月施行）
- 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。
2. 企業型DC加入者の個人型DC（iDeCo）加入の要件緩和（令和4（2022）年10月施行）【下図参照】
- 企業型DC加入者のうちiDeCo（月額2.0万円以内）に加入できるのは、拠出限度額（DC全体で月額5.5万円以内）の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあつて事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。ほとんど活用されていない現状にあることから、掛金の合算管理の仕組みを構築することで（※）、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo（月額2.0万円以内）に加入できるように改善を図る。
- （※）事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで表示する。
3. その他の改善
- 企業型DCの規約変更、企業型DCにおけるマッチング拠出とiDeCo加入の選択、DCの脱退一時金の受給、制度間の年金資産の移換、DCの運営管理機関の登録について、手続の改善を図る。

<現行>iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可

<見直し案>規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

図表5-1-11 企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額

○2022（令和4）年10月～

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金等）に加入する場合
企業型DCの事業主掛金額（月額）	5.5万円	2.75万円
個人型DC（iDeCo）の掛金額（月額）	5.5万円－企業型DCの事業主掛金額（ただし、2万円を上限）	2.75万円－企業型DCの事業主掛金額（ただし、1.2万円を上限）



○DC拠出限度額に確定給付型の事業主掛金額を反映後（2024（令和6）年12月以降）

企業型DCの事業主掛金額（月額）	5.5万円－確定給付型の事業主掛金相当額（※1） (経過措置あり（※2）)
個人型DC（iDeCo）の掛金額（月額）	5.5万円－（企業型DCの事業主掛金額+確定給付型の事業主掛金額） (ただし、2万円を上限)

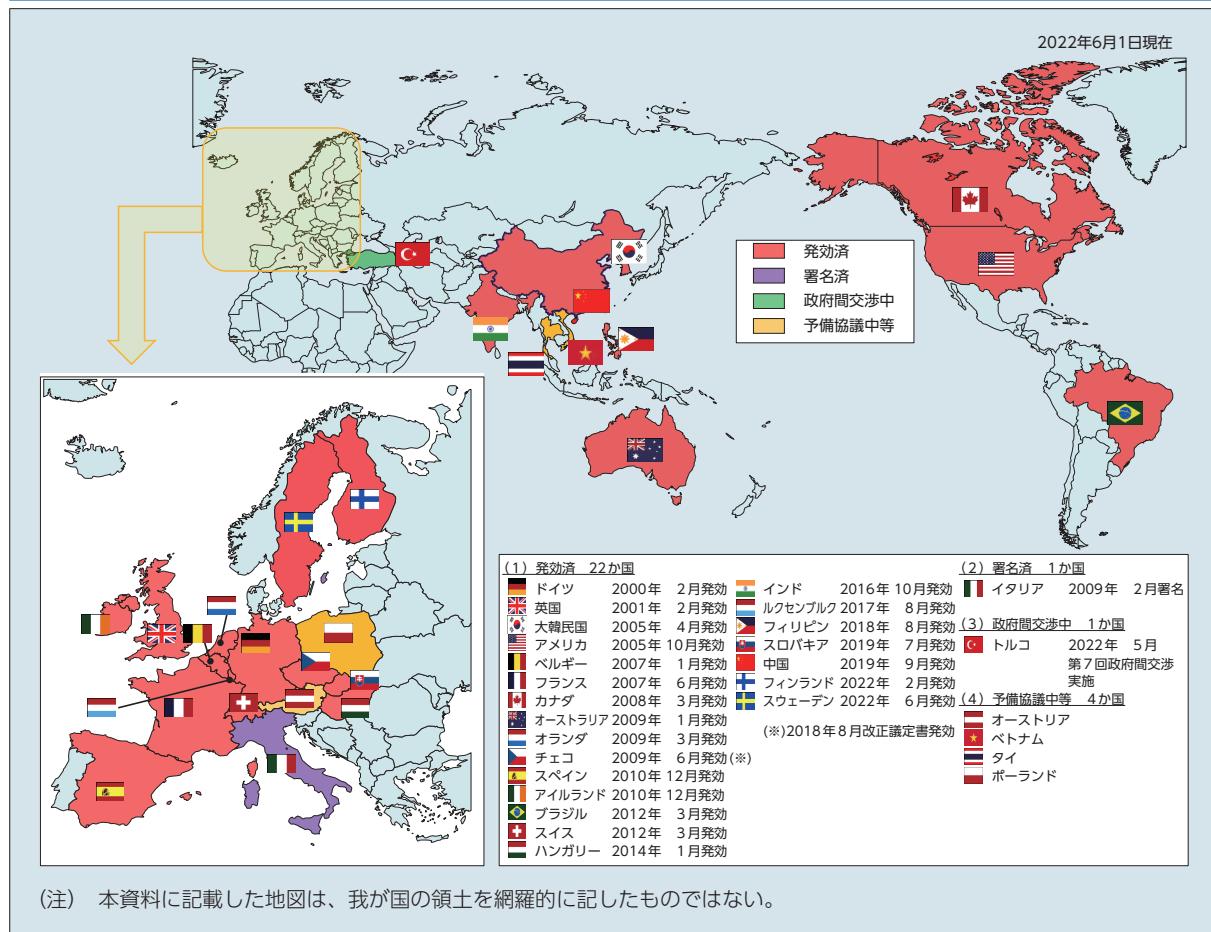
※1 DB等の他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

※2 経過措置として、施行の際に企業型DCを実施している事業主は、旧制度（現行制度）を適用することとした。ただし、令和6年12月1日以後に企業型DCの事業主掛金額やDBの給付設計の見直しを行う規約変更等を行った場合には、経過措置の適用は終了することとする。

3 國際化への対応

海外在留邦人等が日本と外国の年金制度等に加入し保険料を二重に負担することを防ぎ、また、両国での年金制度の加入期間を通算できるようにすることを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。2000（平成12）年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、2022（令和4）年6月のスウェーデンとの間の協定に至るまで、22か国との間で協定が発効している。現在、トルコ、オーストリア、ベトナム、タイ及びポーランドとの間で協定に関する交渉又は協議を行っている（図表5-1-12）。

図表5-1-12 社会保障協定の締結状況



我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、その相手国における在留邦人や進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額などの状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国とその相手国との二国間関係や社会保障制度の違いなどの様々な点を総合的に考慮した上で、優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府として、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していくこととしている。

第2節 公的年金の正確な業務運営

1 日本年金機構について

2010（平成22）年1月1日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

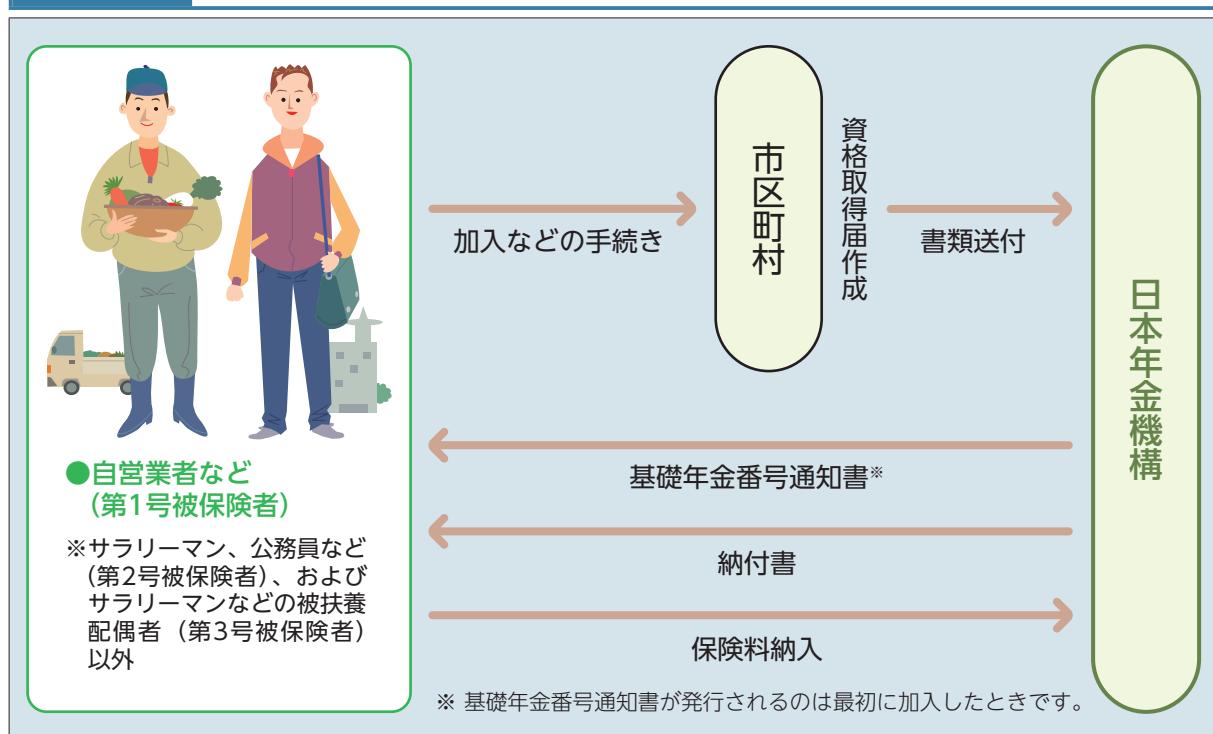
日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、厚生労働省が定めた中期目標や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行ってきた。2019（令和元）年度からは、第3期中期目標（対象期間：2019（平成

31) 年4月1日から2024（令和6）年3月31日までの5年間）及び中期計画に基づいて業務を実施している。

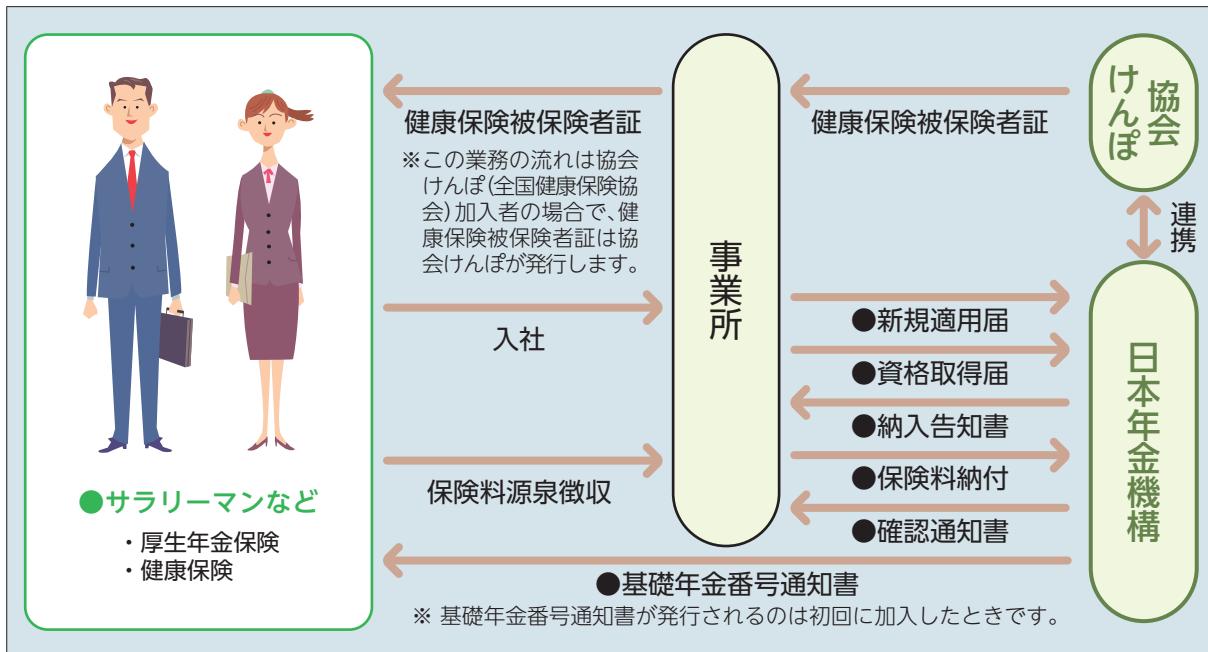
2 日本年金機構の取組み

日本年金機構においては、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（**図表5-2-1、図表5-2-2**）。

図表5-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ



図表5-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



(1) 公的年金事業における新型コロナウイルス感染症への対応

- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、以下の特例措置を講じた。
- ・国民年金保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年2月以降に一定程度収入が低下し、当年中の所得の見込が保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方について、免除等を適用。
 - ・厚生年金保険料等の納付が困難な事業所については、従来から設けられている猶予の仕組みの活用により、事業所の状況に応じて、分割納付も認めるなど柔軟に対応。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、報酬が著しく低下した方の厚生年金保険料等について、申請により報酬低下の翌月から標準報酬月額の減額改定を実施。

(2) 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付対策については、これまで納付奨励や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。納付率は、2013（平成25）年度における最終納付率（2011（平成23）年度分保険料）以降は上昇傾向にあり、2020（令和2）年度における最終納付率（2018（平成30）年度分保険料）は、前年度から0.9ポイント増の77.2%^{*7}となった。

近年では、納付率の更なる向上を図るために、年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付を行うとともに、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の全ての滞納者に対する督促の実施（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差押等の手続に入る。）について、2018年度か

*7 国民年金保険料は過去2年分の納付が可能であり、上記の数値は2018年度分保険料の過年度に納付されたものを加えた納付率（最終納付率）。

ら取り組んでいるほか、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図っている^{*8}。

厚生年金の適用促進については、2020年度から4年間で集中的に取り組んでおり、法務省からの法人登記情報の提供に加え、国税庁から提供されている法人の源泉徴収義務者情報や雇用保険情報を活用し適用すべき事業所を把握し、従業員規模に応じて、効率的・効果的な加入指導を実施している。また、適用事業所に対する事業所調査については、優先度等を踏まえ対象事業所の選定を行い、様々な手法を組み合わせ、各種届出が適正に行われているか、計画的に調査を行っている。

(3) 年金給付や年金相談業務の改善

年金の給付については、年金受給にできる限り結びつけていくための取組みとして、受給者の申請忘れ・申請漏れを防止するため、年金受給開始年齢に到達する直前及び繰下げ受給の上限年齢である75歳に到達する直前に、年金請求書を本人宛に送付することや、受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない66歳から74歳までの方（昭和27年4月2日以降生まれの方に限る。）に対して、毎年、各年齢に到達する直前に年金見込額のお知らせを送付する等の取組みを行っている。また、年金請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、達成率90%以上を維持するよう取り組んでいる。さらに、年金給付の正確性の確保を推進するため、2020（令和2）年4月より、年金決定時チェックを実施し、事務処理誤りの予防・早期対応を図っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、毎週月曜日の受付時間延長、毎月第2土曜日の開所とともに、全ての年金事務所における予約制の実施、混雑時の相談ブースの増設や年金相談職員の配置等の対策に取り組んでいる。また、2021（令和3）年5月より、インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスについて、年金請求書（事前送付用）に関する来訪相談予約を対象として運用を開始している。

お客様の声を反映させる取組みとして、各年金事務所への「ご意見箱」の設置、ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」コーナーの設置、「お客様満足度アンケート調査」等の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報をわかりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成している。

(4) デジタル化への対応等

① 年金手続における申請のオンライン化への対応

社会保険関係の手続は、紙媒体やDVDなどの電子媒体による申請の他、電子申請が可能となっており、2020（令和2）年4月からは、GビズID^{*9}を活用したID・パスワード方式による電子申請を新たに開始した。また、同月以降、資本金1億円を超える大法人等

*8 滞納処分や国税庁への強制徴収委任については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、(1) の対応を優先して実施するため、一時停止する等の措置を講じた。

*9 経済産業省が提供する、事業者が1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム

については、報酬月額算定基礎届等の電子申請が義務化された。

電子申請は、年金事務所等へ来所いただく必要がなく、24時間いつでもどこからでも手続が可能である。特に、厚生年金の適用事業所が行う手続については、紙や電子媒体による申請よりも処理が早いなどのメリットもあることから、主要な手続^{*10}における電子申請の利用割合が41.9%（2020年度末）から56.7%（2021（令和3）年10月末）に増加している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、「厚生年金保険料等の納付猶予特例申請書」や「厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定」といった特例手続について電子申請での受付対応を行った。さらに、事業所調査時に事業主に提出を求めている賃金台帳・出勤簿等の調査資料について、新たにオンラインで提出できる仕組みを2021（令和3）年5月から開始した。今後も、マイナポータルやe-Govを活用し、電子申請の推進に取り組んでいく。

2 マイナンバー制度への対応

日本年金機構におけるマイナンバー制度への対応については、2017（平成29）年1月から相談・照会業務におけるマイナンバーの利用、2018（平成30）年3月からマイナンバーによる各種届書の提出などが実施されている。

マイナンバーを活用した年金関係の情報連携については、日本年金機構から地方公共団体等への情報照会は、2019（令和元）年7月から順次本格運用へ移行している。また、地方公共団体等から日本年金機構への情報照会は、2019年10月から順次本格運用へ移行している。

年金関係の情報連携の本格運用が開始された場合には、年金関係の手続を行う際の課税証明書等の添付や各種手当の申請を地方公共団体等に行う場合の年金関係書類の添付が不要となり、国民の負担が軽減するとともに、行政機関の事務の効率化が図られる。

3 情報セキュリティ対策の推進

厚生労働省及び日本年金機構においては、2015（平成27）年5月に発生した、日本年金機構における外部からの不正アクセスによる情報流出事案における反省を踏まえ、情報セキュリティ対策の強化等、国民の重要な年金個人情報を安全かつ適切に取り扱うための取組みを進めてきたところである。

デジタル化への対応等にあたり、これまでに講じた情報セキュリティ対策の維持・徹底を図った上で、外部からの攻撃手法の多様化かつ巧妙化など、外部の環境変化や情報技術の進展に応じた情報セキュリティ対策の更なる強化等、必要な見直しを継続的に行っていくこととしている。

（5）ねんきんネットとねんきん定期便について

1 「ねんきんネット」の機能改善と利用促進

2011（平成23）年2月から、日本年金機構において、ご自身の年金記録などをパソコン

*10 健康保険・厚生年金保険被保険者に係る資格取得届、資格喪失届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届、健康保険被扶養者異動届および国民年金第3号被保険者関係届の7手続

ンやスマートフォンで24時間いつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」のサービスを提供している。

「ねんきんネット」では、お客様サービスの向上を図るため様々な機能を提供しており、現在と今後の働き方や収入、期間等の条件を設定した場合の年金見込額の試算や、電子版の通知書の閲覧、原本が必要な場合における通知書の再交付申請などを行うことができる。

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンから日本年金機構のウェブサイトにアクセスし、登録を行うことで利用が可能となり、ユーザID取得者数は、2022（令和4）年3月末現在、770万人となっている。

また、2018（平成30）年10月から、マイナポータルとの属性連携を開始したことにより、マイナンバーカードがあれば、ユーザIDを取得しなくとも、マイナポータルからアクセス可能となっている。2021（令和3）年7月には、マイナポータルと「ねんきんネット」との初回連携について、本人の入力操作なしに自動的に行うことや、マイナンバーカードの読み込み機能が備わったスマートフォンで行うことが可能となっている。

2 「ねんきん定期便」の見直しについて

国民年金・厚生年金の全ての現役加入者へ毎年誕生日に「ねんきん定期便」を送付している。

2022（令和4）年4月から送付する「ねんきん定期便」においては、記載内容を見やすくわかりやすくし、公的年金制度のポイントを周知するため、2020年改正法に盛り込まれた受給選択時期の選択肢の拡大（60歳から70歳の間となっていたものを、60歳から75歳の間に拡大する）に対応した年金見込額の増額イメージ図等を表示する見直しを行っている。

3 年金記録問題への取組みとご自身による年金記録確認の推進

年金記録問題については、2007（平成19）年7月に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で決定した「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた。

その結果、ご本人に記録を確認していただく「ねんきん特別便」等の送付により、約5,095万件の未統合記録について、約3,321万件（2022（令和4）年3月現在）の記録が解明された。

また、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第64号）において、年金記録が誤っている場合の訂正請求手続の創設、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者についての事後的救済手続の創設等が行われた。

（1）未解明記録の解明のための取組み

未解明記録の解明に向けた取組みとして、2018（平成30）年から「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者に対し、再度「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付するとともに、「ねんきん定期便」などを利用し「もれ」や「誤り」がないかどうか記録確認の呼びかけなどの取組みを引き続き行っている。

(2) ご自身による年金記録確認の推進

年金記録を正確に管理するためには、ご本人にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくことも重要である。

そのため、毎年誕生月に送付している「ねんきん定期便」では、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金の標準報酬月額等をお知らせしている。また、節目年齢の方には封書形式で全ての加入記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいている。一方、「ねんきんネット」では、ご自身の年金記録の「もれ」や「誤り」を見つけやすいよう、年金に加入していない期間や標準報酬月額の大きな変動など、確認すべきポイントについてわかりやすく表示している（図表5-2-3）。

図表5-2-3 「ねんきんネット」のイメージ図

■画面イメージ

① 各月の年金記録

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	20歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年						
平成26年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年						
平成27年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年						
平成28年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年						
平成29年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年						
平成30年度	25歳	厚年	厚年										

② 国民年金加入記録

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	25歳											
平成26年度	24歳	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
平成27年度	23歳	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
平成28年度	22歳	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
平成29年度	21歳	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付
平成30年度	20歳	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付	研付

③ 厚生年金保険加入記録

お勤め先の名称：○○株式会社	一覧を見る	標準報酬月額・標準賞与額
標準報酬月額変更・標準賞与年月	厚生年金基金	標準報酬月額・標準賞与額
平成27年 4月	基会積入	150,000円
平成27年 7月	---	員手 109,000円
平成27年 9月	基会積入	200,000円

確認できる記録

- ①各月の年金記録（全ての加入期間について、月別にどの制度に加入していたかを一目で確認）
○国民年金加入記録、厚生年金保険加入記録、船員保険加入記録、共済年金加入記録 等
- ②国民年金加入記録（国民年金の詳細な記録を確認）
○国民年金の加入月数 ○各月の納付状況
○免除制度、学生納付特例制度、納付猶予制度の適用期間など、追納可能な月数と金額 等
- ③厚生年金保険加入記録（厚生年金の詳細な記録を確認）
○厚生年金の加入月数 ○資格取得・喪失年月日 ○お勧め先の名称 ○標準報酬月額・標準賞与額 等

(3) 年金記録の訂正手続

年金記録の訂正請求がされた場合には、厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正・不訂正等の決定を行う。地方厚生（支）局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消しを求める訴訟を提起することが可能である。

2022（令和4）年2月末時点で年金事務所が受け付けた訂正請求の件数は、制度発足以来累計で約3万7千件となっている。受け付けた件数のうち、約3万6千件の処理が完了しており、約2万8千件の年金記録が訂正されている。

第3節 年金広報の取組みについて

公的年金制度の意義や役割、年金財政、各種手続等についての理解促進を図っていくため、様々な機会や媒体を活用し、情報の受け手の属性やライフスタイル等に応じ、一体的な情報発信を行うことで周知・広報の強化に努めている。また、多様な生き方、働き方に対応するとともに、高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給のあり方や年金記録の確認等について国民の目線に立ったわかりやすい情報提供による周知が求められている。

このため、年金広報について技術的な助言を得ることを目的として有識者等からなる年金広報検討会を開催（2021（令和3）年度は6回開催）しており、各種の年金広報について取組みを進めている。

1 社会保険適用拡大に関する広報について

2020（令和2）年改正法における社会保険の適用拡大の施行に際しては社会保険加入のメリット、増える将来の年金額や手取り維持に必要な労働時間などを従業員個々人に丁寧に説明することが重要となる。中小企業が対応方針の立案や従業員への丁寧な説明を十分に行えるようにすることを目的として、2021年2月に社会保険適用拡大特設ホームページを開設し、その中で事業主向け・従業員向けのチラシ・ガイドブック・解説動画などを掲載するなど積極的にわかりやすい資料等を通じた情報発信を行っている^{*11}。



制度改革に関する広報物

2 個々人の年金の「見える化」について

①2020年改正法をわかりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、公的年金シミュレーターを開発し、2022（令和4）年4月に公開することとしている。主に、ねんきん定期便に印刷されたQRコードを読み取ることなどにより、将来受け取る年金額の概算を簡易試算することが可能となる。



公的年金シミュレーターイメージ

*11 社会保険適用拡大特設ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

3 年金エッセイの募集、年金広報コンテスト

日本年金機構において2010（平成22）年度より、公的年金制度の普及・啓発活動の一環として、公的年金をテーマにエッセイを募集し、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞等の作品を選定している。

また、厚生労働省では、次世代を担う若い世代の方々と一緒に年金について考えることを目的として、2019（令和元）年度より「令和の年金広報コンテスト」を実施しており、2021（令和3）年度には、①ポスター部門、②動画部門の2部門について、それぞれ最優秀賞として厚生労働大臣賞を授与した。



第3回「令和の年金広報コンテスト」
ポスター部門 厚生労働大臣賞受賞作品

4 年金教育教材の開発や学生との年金対話集会等の開催

厚生労働省では、より若いうちから年金制度を認識してもらうことを目的として、小学生向け年金教育図書（年金漫画）^{*12}や若年者を対象とした年金教育動画^{*13}により、関心の持ちやすい形式による広報に取り組んでいる。2021（令和3）年度においては、全国の小中学校・公立図書館に年金漫画を配布するとともに、好評を博した年金教育動画の第2弾を制作した。

厚生労働省では、学生に年金について考えてもらうとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かしていくことを目的として年金対話集会を開催している。2021年度は全国24の大学及び4の中学校・高校において開催（対面開催12回、オンライン開催16回）するとともに、デザインやアニメーション等を加えた若い世代向けの年金学習教材を作成した。

これらの年金広報・教育の取組みが国際的に高く評価され、2022（令和4）年2月にはISSA^{*14}アジア・太平洋グッドプラクティス賞に次ぐ優秀賞（特別講評付）を受賞した。

日本年金機構では、公的年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、自治体、地域の関係団体、年金委員と連携し、地域、企業、教育の場などにおいて、年金制度説明会や年金セミナー等を実施し、地域に根ざした周知・啓発活動に取り組んでいる。また、2021年2月から、Web会議ツールを活用した非対面形式でのセミナー等の実施について運用を開始し、拡大を図っている。

*12 「年金のひみつ」学研キッズネット <https://kids.gakken.co.jp/himitsu/library-social001/>

*13 人気YouTuberによる年金クイズ動画 <https://m.youtube.com/watch?v=8B6LqFUxsxQ>

*14 国際社会保障協会 (International Social Security Association)



「年金のひみつ」学研キッズネット



人気YouTuberによる年金クイズ動画第2弾

5 「年金の日」について

厚生労働省と日本年金機構では、2014（平成26）年から「11月30日」（「いいみらい」の語呂合わせ）を「年金の日」と定め、その趣旨に賛同いただいた団体等と協働した取組みにより、「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけている。また、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に関する様々な普及・啓発活動を行っている。